

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2013.2. Vol.36

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『両親と共有名義になっている自宅マンションの名義を整理したい』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

開業して3年が経ちましたが、当事務所は、毎年、年始は忙しくなる傾向にあるようです。

これは自分の中の仮説ですが、年末年始というのは、家族で財産のことを話し合ったり、一人でじっくりと経営の課題について考える時間がとれるもの。そこで年始は、家族の方針や自分の考えがまとまって、いざ専門家に相談しよう、というタイミングなのではと思っています。

ちなみに当事務所のホームページも、やはり休み明けの月曜日・火曜日のアクセスが相対的に高くなっています。

金融機関においても、相談業務は休み明けに多いのではないのでしょうか？

<サポート事例>

『両親と共有名義になっている自宅マンションの名義を整理したい』

今回は、相続手続きと生前贈与手続きをトータルでサポートした案件をご紹介します。

28年前に自宅マンションを購入したS.F様、H.F様ご夫婦。購入の際、ご主人のご両親から資金を一部援助してもらったことから、マンションの名義はご夫婦とご両親4人の共有名義となっていました。

今回、お母様のご相続を機に、相続登記で母名義の共有持分をご主人の名義に変えると同時に、お父様の共有持分も生前贈与を受けることで、自宅マンションを夫婦だけの名義に変えたい、との

ご相談を受けました。

生前贈与については、パートナー税理士と贈与税の課税関係を検討し、2年に亘って夫婦2人でお父様から贈与を受ける、110万円の基礎控除額（毎年110万円×2人分）を活用するスキームを提案。

登記についてはパートナー司法書士と連携し、相続手続きと生前贈与手続きをトータルでサポートさせていただきました。

これで無事、自宅マンションがご夫婦2人の共有名義となったわけですが、ご夫婦にはお子さんがいらっしやらないため、将来の相続に備えて、夫婦でお互いに「一切の財産を相続させる」とい

つづき↓

＜サポート事例＞

う内容の公正証書遺言を作成する予定です。

＜お客様の声＞

■「お会いして話をしてみて、信頼できると思いました」（相続手続きサポート、生前贈与手続きサポート 目黒区 S.F 様 59 歳、H.F 様 54 歳）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

28 年前、私たち夫婦と私の両親の 4 人でマンションを買いました。両親は別の場所（自宅）に住んでいて、このマンションにはずっと私たち夫婦だけで住んでいます。

マンションの名義が 4 人の共有名義だったので、いずれこの名義を整理したいと考えていたのですが、手続きをするのに、どこに行ってもどうすればいいのかわからなかったため、ずっとそのままになっていました。

昨年、母が亡くなりました。相続で母の持分を私の名義にすることは他の兄弟との話し合いで決まっていたので、その手続きをやるのと、同時に、父の持分も私の名義に変える手続きをしたかったので、お願いできる専門家を探していました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

信用金庫に勤めている親戚に、「誰か専門家はいないか」と相談したら、一言目に、「いるよ」と。

相続はやらなきゃならない手続きですし、早くやった方がいいと思って、すぐに銚立さんを紹介してもらいました。

——何が決め手となって、業務を依頼したのですか？

それは、紹介してもらったから。（笑）手続きのことは、ほとんど何もわからないので。

ただ、お会いして話をしてみて、信頼できると思いました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

法律や不動産のことは全然わかりませんし、こんなに手続きが面倒くさいとは思わなかったです。

この後、私たち夫婦には子供がいないので、夫婦で遺言書を作りたいと思います。引き続きよろしくお願いします。（S.F 様）

テキパキと手続きを進めてくれました。説明がとてもわかりやすかったです。（H.F 様）

＜編集後記＞

今月は、昨年からの継続案件のクロージングが続いており、後手後手になっていた仕事がよくいい感じに回り始めました。最近感じているのは、業務効率化にもっと力を入れたいということ。具体的には、業務ソフトの導入や、複合機の買い替えなどを検討しています。キーワードは、“仕事の再現性を高める”。相談・提案業務以外のルーティンワークは、なるべく時間を短縮したいものです。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料進呈中

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。